

令和7年度 第3回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年3月10日（火）18時30分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1)視察について

(2)覚書の内容検討

資料1

資料2

4. その他

5. 閉会

今後のスケジュール

・3月24日（火） 18:30～ 牧島コミセン 研修室

資料 1

水質基準一覧表（放流水）

単位：mg/L

No.	項目	廃棄物処理法	水質汚濁防止法	佐賀県条例 ※1
	有害物質の種類	許容限度		
1	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
2	シアン化合物	1	1	1
3	有機燐化合物	1	1	1
4	鉛	0.1	0.1	0.1
5	六価クロム化合物 ※2	0.2	0.2	0.2
6	砒素	0.1	0.1	0.1
7	水銀	0.005	0.005	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン☒	3	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
20	チウラム	0.06	0.06	0.06
21	シマジン	0.03	0.03	0.03
22	チオベンカルブ☒	0.2	0.2	0.2
23	ベンゼン☒	0.1	0.1	0.1
24	セレン	0.1	0.1	0.1
25	ほう素（海域以外に排出）※3	10（50）	10	10
26	ほう素（海域に排出）	230	230	230
27	ふっ素（海域以外に排出）※4	8（15）	8	8
28	ふっ素（海域に排出）	15	15	15
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	1リットルにつき当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素の合計100（200）	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素の合計100	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素の合計100
30	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5

単位：mg/L

No.	項目	廃棄物処理法	水質汚濁防止法	佐賀県条例
	その他の項目	許容限度		
1	水素イオン濃度 (pH) (海域に排出)	5.0以上9.0以下	5.0以上9.0以下	5.0以上9.0以下
3	化学的酸素要求量 (COD)	90	160 (日間平均 120)	80 (日間平均 60)
4	浮遊物質 (SS)	60	200 (日間平均 150)	100 (日間平均 70)
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	5	5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30	30	30
7	フェノール類含有量	5	5	5
8	銅含有量	3	3	3
9	亜鉛含有量	2	2	2
10	溶解性鉄含有量	10	10	10
11	溶解性マンガン含有量	10	10	10
12	クロム含有量	2	2	2
13	大腸菌数	日間平均 800CFU/mL	日間平均 800CFU/mL	日間平均 800CFU/mL
14	窒素含有量 ※6	120 (日間平均 60)	120 (日間平均 60)	120 (日間平均 60)
15	磷含有量 ※6	16 (日間平均 8)	16 (日間平均 8)	16 (日間平均 8)
備考	※1 佐賀県条例（佐賀県環境の保全と創造に関する条例） ※2 廃棄物処理法における六価クロム化合物は、令和8年4月1日改正の数値（現在は0.5）。 ※3、4、5の排水基準地内の（ ）内は当分の間の暫定基準値。 ※6※No.14、15の窒素及び磷含有量についての排水基準については、環境大臣が定める海域に伊万里湾が指定。（黒塩地区周辺は対象）。			

黒塩地区廃棄物最終処分場建設に係る覚書（案）

黒川町（以下「甲」という。）と牧島地区（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）、肥前環境株式会社（以下「丁」という。）及び大栄環境株式会社（以下「戊」という。）は、丁が伊万里市黒川町黒塩地区に設置する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の建設に関し、次のとおり覚書を締結する。

1. 建設工事関係

①着工前の説明

丁は、処分場の建設工事の着工前に甲及び乙の住民に対して、工事内容、工程等の説明会を開催するものとする。

②安全対策

丁は、処分場の建設工事において関係法令の遵守とともに、作業及び機械、車両の安全対策の徹底を図るものとする。

③環境保全対策

丁は、処分場の建設工事における作業及び機械、車両による騒音、振動、粉じんの発生を抑制し、濁水、土砂流出対策を図るものとする。

④事故発生時の措置

丁は、処分場の建設工事において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に影響を及ぼすおそれのある事故発生時には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑤苦情等への対応

丁は、処分場の建設工事における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

2. 処分場の管理運営

①取り扱わない廃棄物

丁は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき佐賀県から許可を受けた処分場で処理する廃棄物の種類のうち、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体は取り扱わない。

②環境の保全

丁は、処分場における騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散

を防ぎ、周辺住民の生活環境とともに、周辺地域の自然環境及び伊万里湾の海域環境の保全を図るものとする。

③運搬車両への指導

丁は、処分場への廃棄物運搬車両について、交通法規の遵守とともに、廃棄物の飛散等がないよう指導するものとする。

④景観対策

丁は、処分場に埋立てる廃棄物のごみの山に見えないよう景観対策を行うものとする。

⑤処理水等検査結果の提出

丁は、処理水等の検査結果証明書を検査機関から受領後速やかに丙にその写しを提出するものとする。

⑥立入調査

丁は、必要な限度において、甲、乙又は丙からの処分場の立入調査に応じ協力するものとする。

⑦異常発生時の措置

丁は、処分場において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に影響を及ぼすおそれのある異常が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

⑧苦情等への対応

丁は、処分場の管理運営における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

3. 地域振興関係

①市内事業者への発注等

丁は、処分場の建設工事について、優先して伊万里市内の事業者への発注・下請けを図るものとする。

②従業員の地元採用

丁は、処分場で雇用する従業員について、優先して甲及び乙の住民を採用するものとする。

③地域行事への協力

丁は、地域行事等について、可能な範囲において甲及び乙に協力するものとする。

る。

④地域振興策

丁は、埋立中及び埋立完了後の地域振興策について、真摯に応じ、甲、乙及び丙と十分に協議するものとする。

4. 環境保全協定等

①環境保全協定の締結

甲、乙、丙、丁及び戊の5者による環境保全協定を締結し、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域の保全を図るものとする。

②管理運営等に係る報告

丁は、処分場の建設工事の進捗や処分場稼働後の処理水の水質検査結果等を含む管理運営の状況について、甲、乙及び丙に対し定期的に報告するものとする。

③損害賠償責任

丁は、処分場の建設及び運営に起因し被害が発生したときは、その損害について誠意をもって賠償する。

④環境保全協定等の履行

丁は、覚書及び環境保全協定に定める事項について、誠実に履行するものとし、戊は、丁の履行責任を連帯して負う。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 小島 正一郎 ⑩

乙 佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 諸石 秀子 ⑩

丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 深浦 弘信 ⑩

丁 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社 代表取締役 石山 和城 ⑩

戊 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄 ⑩